

4026 日フィリピン経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日フィリピン経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第一部の「一般的注釈」で規定されています(参考)。また、日本側における再協議、関税割当、関税引下げの詳細については、附属書一第二部第一節の「日本国の表についての注釈」に規定されています。

(参考：一般的注釈)

表 4 欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1 回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1 回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n=3, 5, 7, 10, 15 初回：協定発効日 第 2 回目以降：4 月 1 日
P	表 5 欄の注釈に定める条件に従い関税を引下げ	段階的関税引下げ品目 (例：トマトケチャップ、パイナップルジュース等)
Q	関税割当を設定	関税割当品目(例：(例：鶏肉(骨付きもも以外)、生鮮パイナップル(900g 未満)、豚肉調製品の一部、糖みつ(飼料用以外)、アイスクリーム等)
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目(例：合板等)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目(例：米麦、米麦調製品、水産 I Q 品等)

日フィリピンの関税譲許に関する条文

- ・日本の表(協定附属書 1 第 2 編第 2 節)(和文)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku01.pdf
- ・フィリピンの表(協定附属書 1 第 3 編第 2 節)(英文)
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf>